

盛岡市電気自動車導入補助金交付要綱において市長が別に定める事項について

盛岡市電気自動車導入補助金交付要綱において市長が別に定める事項について以下のとおりとする。

- 1 保有義務期間は4年間とする。
- 2 別表（第6関係）については以下のとおりとする。

(1) 全申請者共通の提出書類

条項	提出書類(各1部)	提出期日
規則第4条	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 盛岡市電気自動車導入促進補助金交付申請書類等確認書(様式第1号)</li> <li>2 盛岡市電気自動車導入促進補助金交付申請書(様式第2号)</li> <li>3 事業計画(実績)書(様式第3号)</li> <li>4 その他市長が必要と認める書類                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助金交付要綱第2に規定する電気自動車の導入に係る契約書、注文書、発注書等の写し</li> <li>(2) 自動車の導入に係る内訳書等の写し(電気自動車の型式等が明記されているもの。)</li> <li>(3) 「2(2)ア申立書の提出を求める者」に該当する者にあつては、別紙1「申立書」</li> </ol> </li> </ol>	当該年度の1月31日
規則第9条第1項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 盛岡市電気自動車導入補助事業変更承認申請書(様式第7号)</li> <li>2 変更事業計画書(様式第8号)</li> <li>3 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>	変更が生じた日から14日以内
規則第9条第2項	盛岡市電気自動車導入補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第9号)	中止・廃止が生じた日から14日以内
規則第14条	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 盛岡市電気自動車導入補助事業完了報告書(様式第14号)</li> <li>2 事業計画(実績)書(様式第3号)</li> <li>3 その他市長が必要と認める書類                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自動車検査証等の写し</li> <li>(2) 領収書などの、電気自動車の導入費用を支払ったことが確認できる書類の写し</li> <li>(3) 納品書などの、車両引渡日(納車日)を確認できる書類の写し</li> <li>(4) 「2(2)ア申立書の提出を求める者」に該当する者にあつては、別紙1「申立書」</li> </ol> </li> </ol>	当該年度の3月31日
規則第21条第2項	財産処分承認申請書	財産処分の必要が生じた日から1月以内。 ただし、災害等が発生したときその他提出期日を過ぎた理由が市長がやむを得ないと認めるときはこの限りではない。

(2) 申立書について

ア 申立書の提出を求める者

当該補助金の申請等にあたり、申請者の居住状況や電気自動車を導入する所有者、電気自動車の経費等について確認が必要と認めた者

イ 申立書が提出された申請等の取扱いについて

申立書の提出により、当該補助金の交付が妥当であると確認できた場合は、補助の対象とすることとする。